

回 覧

家庭の樹木がご近所や道路にはみ出して いませんか？

これから、暖かくなりますと樹木の枝葉がぐんぐん伸び、庭のみならず、隣地や道路にはみ出すケースが見受けられます。

ことに新緑の時期は新葉から樹液が垂れてきて、隣のカーポートの屋根や車にべったりくっ付くとの苦情が散見されます。

*民法 233 条(令和 5 年 4 月 1 日改正)により「土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を超えるときは、その竹木の所有者に切除させることができる」とありますが、勝手に切ることはできません。

また、道路に面した私有地から生け垣の枝がはみ出して、交通標識などが見えにくくなっていたり、歩道等の通行妨害になっているところがあり、歩行者や車の通行に支障が生じています。

生け垣をせん定するなど、皆様のご協力をお願いします。



つつじヶ丘区長